

# 第5期 矢掛町障害福祉計画

# 第1期 矢掛町障害児福祉計画

【平成30年度～平成32年度】  
(2018) (2020)

－ 自立と地域で支えあう障害者福祉の充実をめざして －

平成30(2018)年3月

矢 掛 町



## 第5期矢掛町障害福祉計画及び

### 第1期矢掛町障害児福祉計画策定にあたって

矢掛町では、第6次矢掛町振興計画に基づき、まちの将来像を「やさしさにあふれ かにいてきで げんきなまち」とし、「ひと」と「地域」と「まち」が生き活きと輝き、そして日々の生活の中で「安心・安全」を実感できる、笑顔があふれるまちづくりを実現するため、町民とともにまちづくりを推進しています。

国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」及び「児童福祉法」が改正され、障害者が自ら望む地域生活への支援、また障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応できるよう施策を推進しています。

こうした中で、本町では、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を計画的に提供するための体制整備や推進方策を定めるために、平成27年度から平成29年度までを計画期間とする「第4期矢掛町障害福祉計画」を策定いたしました。

今年度は、この計画の見直し年度となるため、社会情勢等の変化も踏まえた上、第4期計画の実績を評価し、障害児通所支援等を含めた平成30年度から平成32年度までのサービス提供体制の着実な推進を図るため、「第5期矢掛町障害福祉計画及び第1期矢掛町障害児福祉計画」を策定いたしました。

この計画を策定するにあたっては、法の基本指針に即しながら、本町の実情を十分に反映するため、特に障害者の方やその支援者の方々から直接意見を聴く場を設けるとともに、障害者手帳を所持する方やサービスを利用する方を対象とするアンケート調査、一般住民の方を対象とするパブリックコメントを実施し、当事者や地域の方の意見を十分集約した中で、障害のある方が地域で安心して生活できるための支援を提供できる社会づくりをめざす計画としております。

今後、この計画に基づきまして、自立と地域で支え合う障害者福祉の充実をめざして、様々な施策を着実に推進してまいりたいと考えておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり、慎重なご審議をいただきました矢掛町介護保険事業計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケートや意見を聴く会を通じて貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に、心からお礼を申し上げます。

平成30年3月

矢掛町長 山野 通彦



～目次～

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
第1節 計画策定の趣旨.....	2
1 計画策定の背景と目的.....	2
2 計画策定の理念.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	6
5 計画の策定体制.....	6
第2節 障害者の現状.....	7
<b>第2章 計画の基本方向</b> .....	<b>13</b>
第1節 基本目標.....	14
1 基本目標と見込みの設定.....	14
第2節 目標達成に向けた方策.....	17
1 基本施策.....	17
2 施策内容.....	17
第3節 第4期計画の実績の状況.....	22
1 障害福祉サービスの実績.....	22
2 地域生活支援事業の実績.....	26
第4節 障害福祉サービス見込み量.....	29
1 訪問系サービス.....	29
2 日中活動系サービス.....	29
3 居住系サービス.....	30
4 相談支援.....	30
5 サービスの円滑な実施に向けた方策.....	30
第5節 地域生活支援事業見込み量.....	31
1 地域生活支援事業の見込み量.....	31
2 サービスの円滑な実施に向けた方策.....	32
第6節 障害児通所支援等見込み量.....	33
1 障害児通所支援.....	33
2 障害児相談支援.....	33
3 サービスの円滑な実施に向けた方策.....	34
<b>第3章 計画の推進</b> .....	<b>35</b>
第1節 計画の推進体制.....	36
第2節 地域自立支援協議会のネットワーク強化.....	36
第3節 計画の見直し.....	36

第4章 資料編.....	37
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会諮問 .....	38
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会答申 .....	39
計画の策定経過 .....	41
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱.....	43
矢掛町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿.....	46
基礎用語.....	47

# **第1章 計画の基本的な考え方**

## **第1節 計画策定の趣旨**

## **第2節 障害者の現状**

この章で掲載しているグラフについて、比率は全て百分率で表していますが、小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、合計が100%にならないものがあります。

## 第 1 節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と目的

近年、我が国においては、高齢化の進行や、社会情勢の急激な変化によるストレス等により、障害のある人が増加するとともに、ニーズも多様化しており、これらに対応した環境の整備が急務となっています。

本町では、平成 24（2012）年度に「矢掛町障害者計画」の見直し策定を行い、「完全参加と平等」の理念のもと、障害者及び障害児がその能力と適性に応じた日常生活又は社会生活を自立して営むことができるように障害福祉施策の全体的な取組を定め、展開してきました。

また、障害者総合支援法に基づき、平成 27（2015）年 3 月に策定した「矢掛町障害福祉計画」（第 4 期計画）は、「矢掛町障害者計画」における様々な分野の中でも、特に障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となっています。第 4 期計画では、国の定めた基本指針に基づき、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までの各年度における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などのサービス見込量等を設定し、障害者の地域生活への移行や就労支援といった目標に向けたサービスの必要量の確保や地域生活を支援するネットワーク体制づくりを進めてきました。

本計画は、第 4 期計画で定めた目標値やサービス見込量の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、より障害者等のニーズや地域資源などの現状に即した取組や課題を整理・検証し、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までのサービス提供基盤の着実な推進を図るため策定するものです。

今後も、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「児童福祉法」に基づき、より一層の障害者福祉施策を充実させるために、「矢掛町障害者計画」を踏まえつつ、障害のある人が地域で安心して生活できる社会の実現を目指し、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業及び障害児通所支援等を円滑に進めるための体制の確保や推進のための取組を定める「矢掛町障害福祉計画」（第 5 期計画）及び「矢掛町障害児福祉計画」（第 1 期計画）を策定します。

## 2 計画策定の理念

本計画は、「第6次矢掛町振興計画」における福祉分野の目標「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」と「矢掛町障害者計画」における理念『「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～』に向けて、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を自立して営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや支援を地域において計画的に提供できる社会づくりをめざすものです。

人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり  
(第6次矢掛町振興計画 福祉分野の基本目標)

「共生社会」の実現  
～すべての町民が暮らしやすいまち～  
(矢掛町障害者計画の基本理念)

**障害福祉計画**  
**障害児福祉計画**

### 利用者の実情に応じたサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定される「市町村障害福祉計画」として策定する、障害福祉サービス等の提供に関する実施計画、及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定する、障害児通所支援等の提供に関する実施計画とします。

また、本計画の策定にあたっては、県と協議を行い、岡山県障害福祉計画（第 5 期計画）及び岡山県障害児福祉計画（第 1 期計画）との整合や広域的な調整を図りながら策定します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

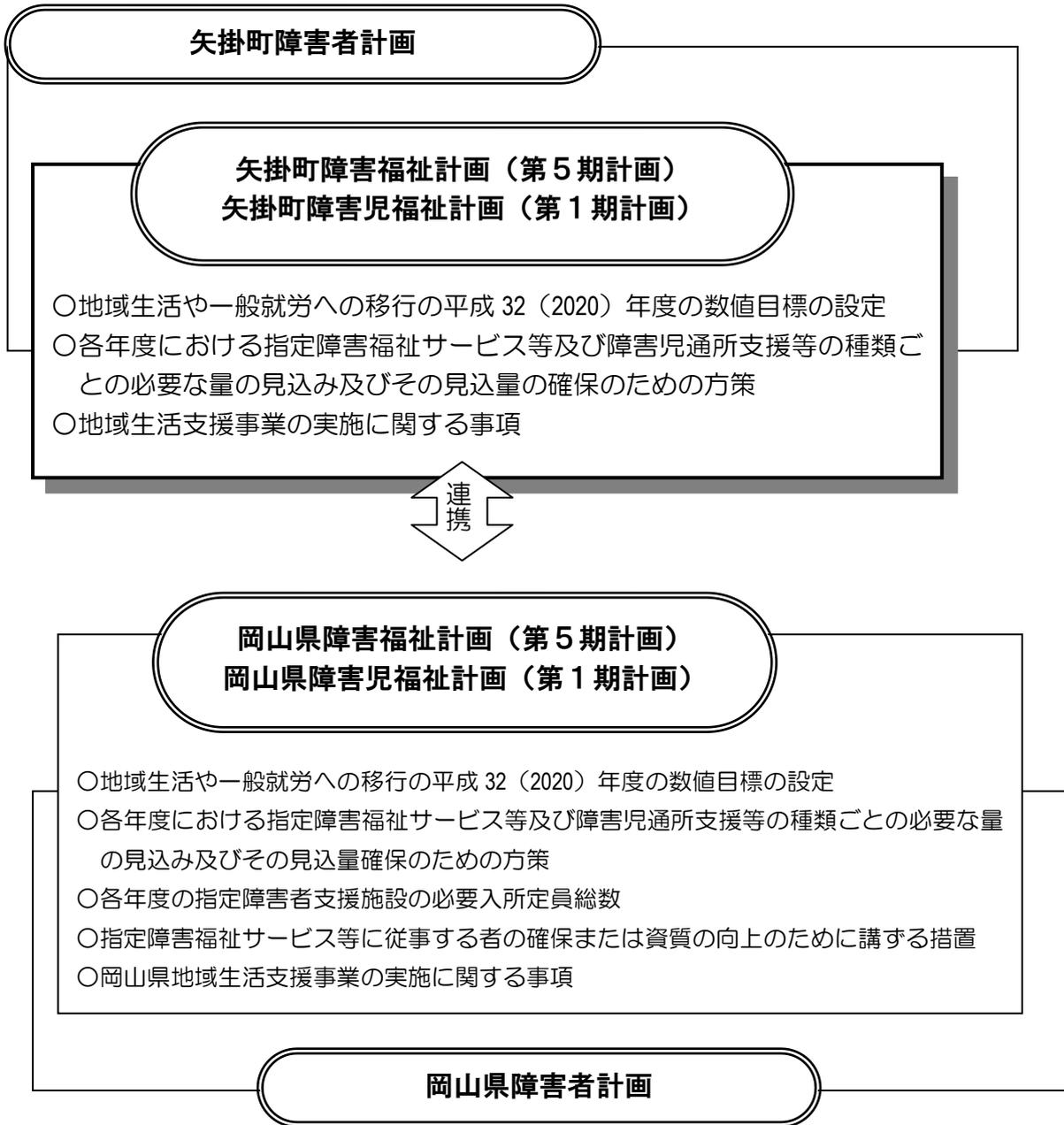
第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

【県計画との関係図】



## 4 計画の期間

本計画は、平成 27（2015）年度から平成 29（2017）年度までを計画期間とした第 4 期計画の見直しを行い、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までを計画期間として策定します。

計画	平成 21 年度 (2009)	平成 22 年度 (2010)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
矢掛町 障害 福祉計画	第 2 期計画											
	新サービス体系 への移行			第 3 期計画								
							第 4 期計画					
										見直し	第 5 期計画（本計画）	
矢掛町 障害児 福祉計画										策定	第 1 期計画（本計画）	

## 5 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、以下のような取組を行いました。

- (1) 矢掛町介護保険事業計画等策定委員会での審議  
当事者や関係団体・機関の代表で構成される「矢掛町介護保険事業計画等策定委員会」を諮問機関として、障害の特性等を踏まえた具体的な審議を行いました。
- (2) アンケート調査の実施  
障害者を取り巻く現状を正確に把握するため、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害児通所支援事業利用者のうち無作為抽出した 320 名に対するアンケート調査を実施しました。（回収率 54.7%）
- (3) 「意見を聴く会」の実施  
障害者団体や当事者、サービス事業所等からの意見を計画に反映させるため、「意見を聴く会」を開催、10 団体及び当事者等が参加し、計画に係るニーズ把握を行いました。
- (4) パブリックコメントの実施  
平成 29（2017）年 1 月 22 日（金） ～ 平成 30（2018）年 1 月 15 日（月）

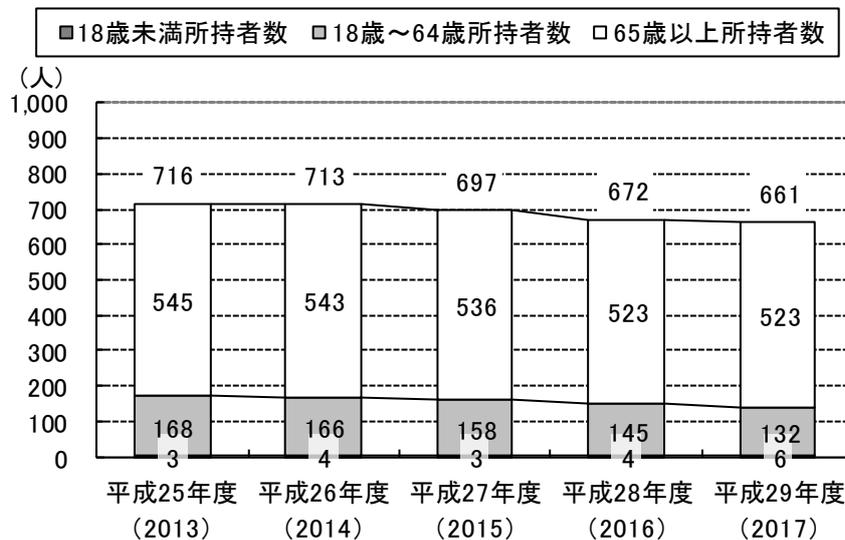
## 第2節 障害者の現状

### (1) 身体障害者

#### ア 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度にかけて減少しており、平成29（2017）年4月1日現在では661人となっています。そのうち、65歳以上の所持者も523人となっており、経年で減少しています。また、人口に対する身体障害者手帳所持者の割合は4.6%となっています。

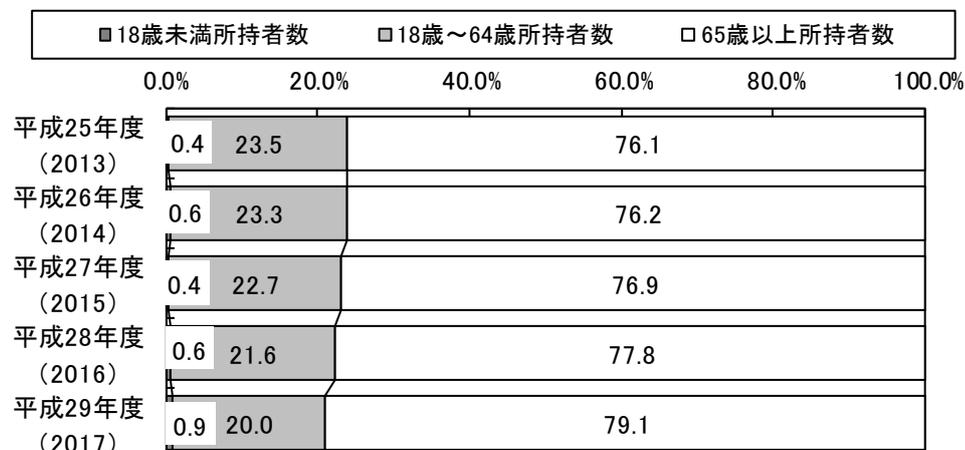
■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課 各年度4月1日現在

身体障害者手帳所持者数の推移（構成比）をみると、65歳以上所持者数が全体の7割以上を占めて高くなっており、経年で高い比率となっています。

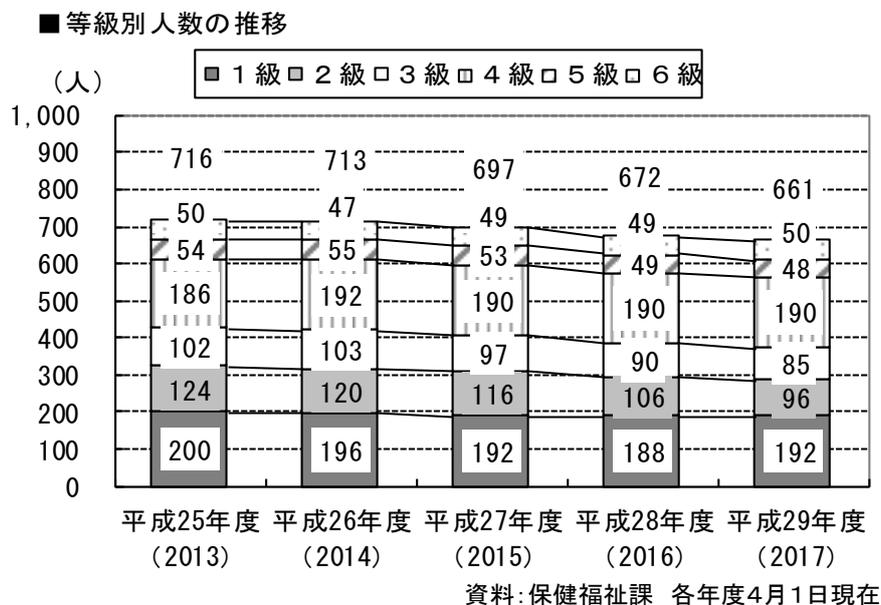
■身体障害者手帳所持者数の推移（構成比）



資料：保健福祉課 各年度4月1日現在

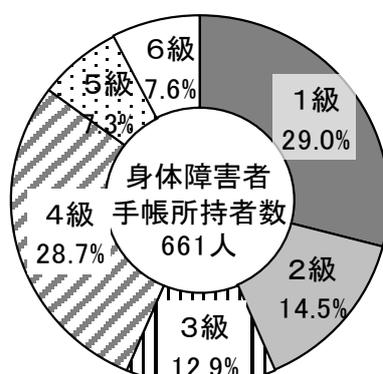
## イ 等級別人数の推移

身体障害者手帳所持者の等級別人数の推移をみると、4級と6級は横ばいですが、他の等級は概ね減少しています。特に、2級は平成25（2013）年度の124人から平成29（2017）年度には96人と28人減少しています。



平成29（2017）年4月1日現在における等級別構成比をみると、1・2級を合わせた重度が43.5%、3・4級を合わせた中度が41.6%、5・6級を合わせた軽度が14.9%となっています。

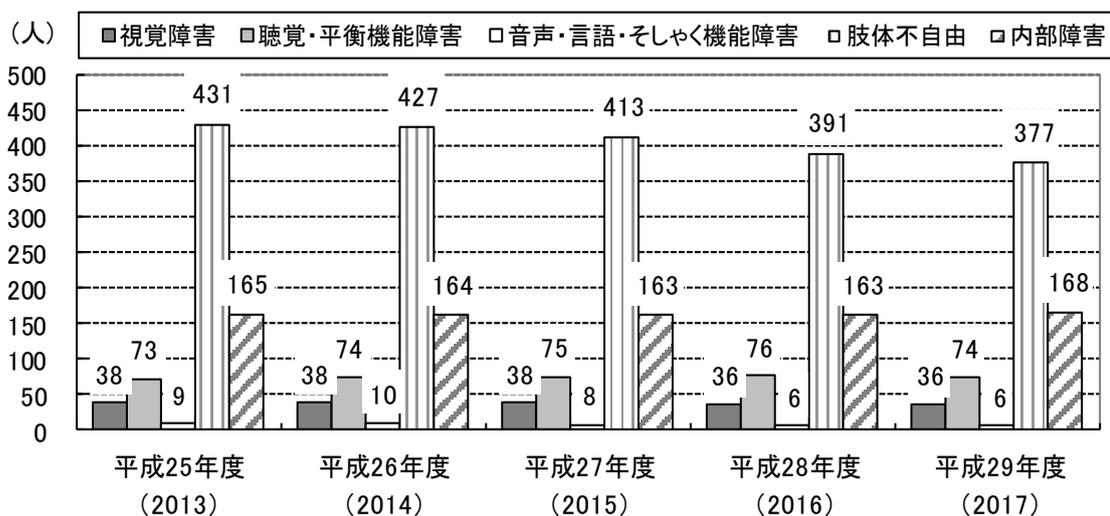
## ■ 等級別構成比



## ウ 障害の種類別人数の推移

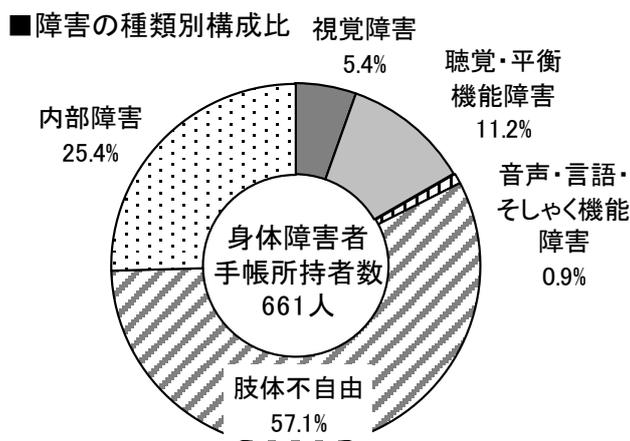
身体障害者手帳所持者の障害の種類別人数の推移をみると、肢体不自由は平成 25（2013）年度の 431 人から平成 29（2017）年度には 377 人と 54 人減少していますが、他の障害は概ね横ばいです。

■障害の種類別人数の推移



資料：保健福祉課 各年度4月1日現在

平成 29（2017）年 4 月 1 日現在における障害の種類別構成比をみると、肢体不自由が 57.1% と過半数を占めています。次いで、内部障害が 25.4%、聴覚・平衡機能障害が 11.2%、視覚障害が 5.4%となっています。

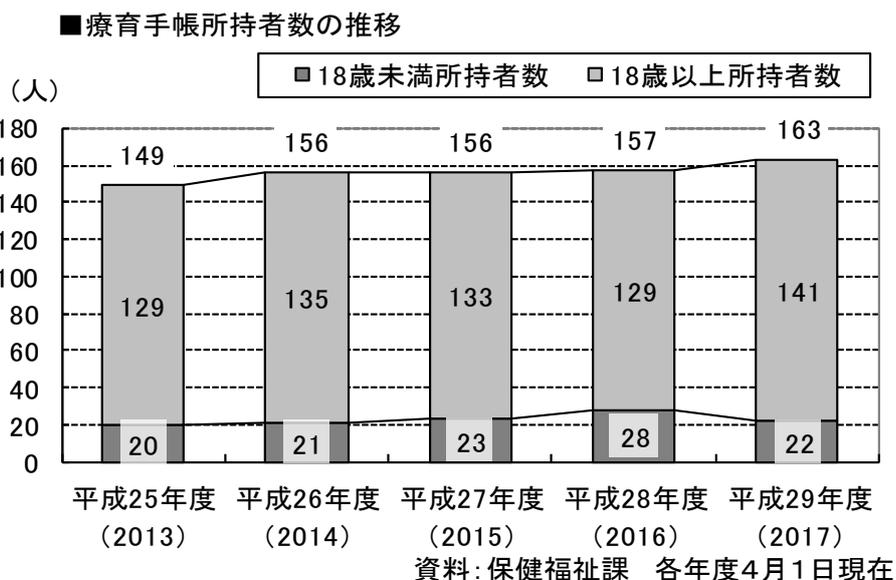


資料：保健福祉課 平成29（2017）年4月1日現在

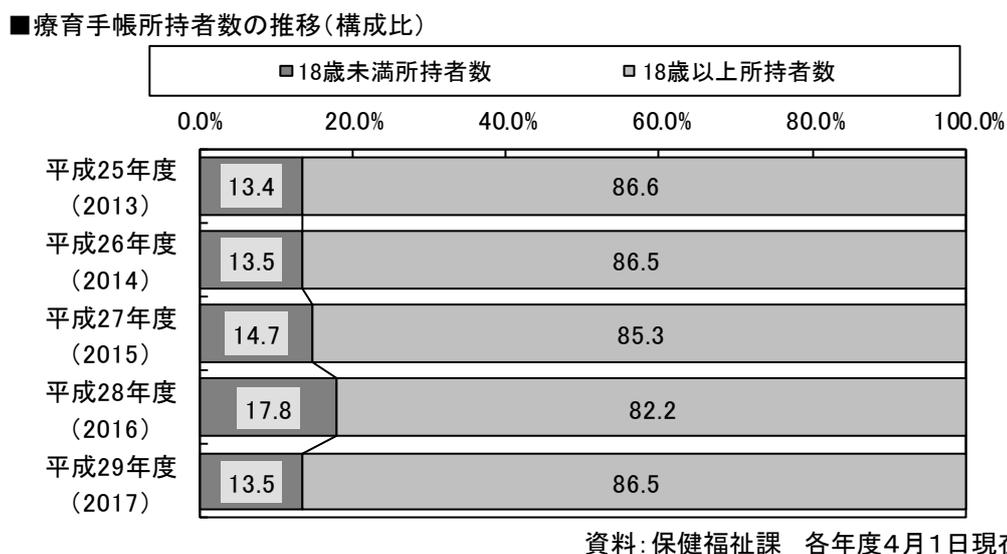
## (2) 知的障害者

### ア 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者は、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度にかけて徐々に増加しており、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在では 163 人となっています。また、人口に対する療育手帳所持者の割合は 1.1%となっています。

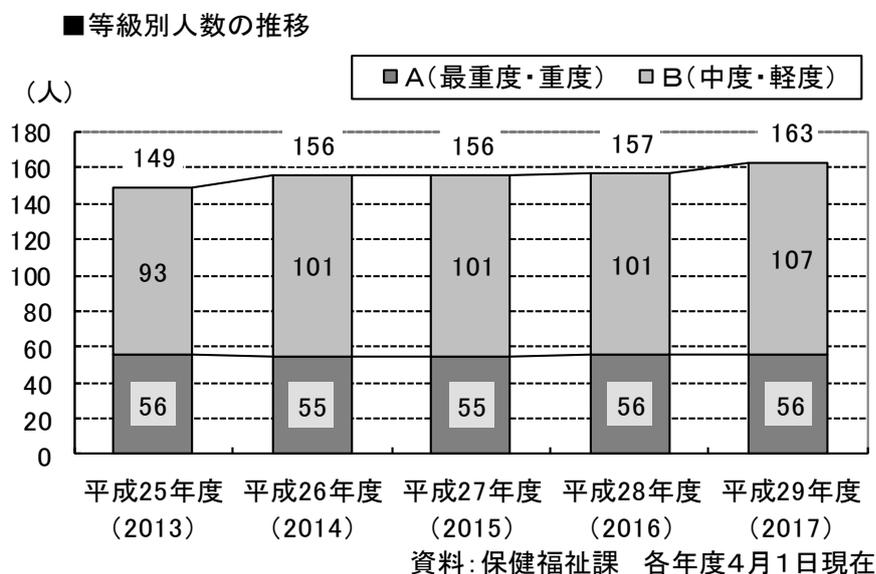


療育手帳所持者数の推移（構成比）をみると、18歳以上所持者数が全体の8割以上を占めています。



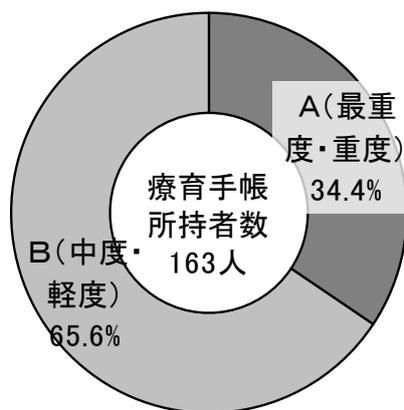
## イ 等級別人数の推移

療育手帳所持者の等級別人数の推移をみると、A（最重度・重度）は横ばいとなっていますが、B（中度・軽度）は徐々に増加しています。



平成 29 (2017) 年 4 月 1 日現在における等級別構成比をみると、B（中度・軽度）が 65.6% と過半数を占めており、A（最重度・重度）は 34.4% となっています。

## ■等級別構成比



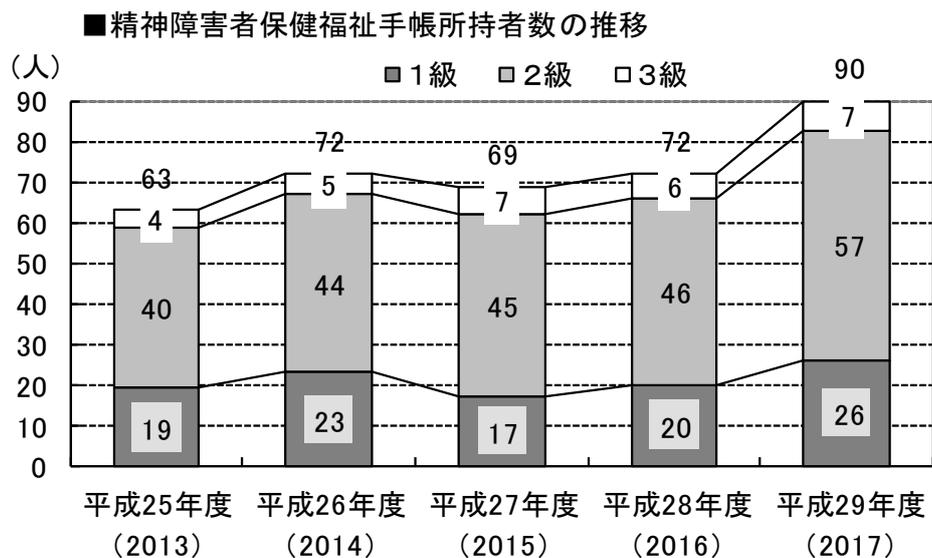
資料:保健福祉課 平成29(2017)年4月1日現在

### (3) 精神障害者

#### ア 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 25（2013）年度から平成 29（2017）年度にかけて増加傾向にあり、平成 29（2017）年 4 月 1 日現在は 90 人となっています。

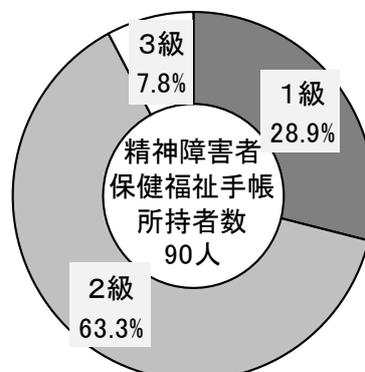
等級別では、平成 25（2013）年度以降に 1 級・3 級は増減を繰り返しており、2 級は増加しています。また、人口に対する精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は 0.6%となっています。



資料: 井笠保健所業務概要報告書 各年度4月1日現在

平成 29（2017）年 4 月 1 日現在における等級別構成比をみると、2 級が 63.3%と過半数を占めており、次いで 1 級が 28.9%、3 級が 7.8%となっています。

#### ■等級別構成比



資料: 井笠保健所業務概要報告書 平成29(2017)年4月1日現在

## **第2章 計画の基本方向**

### **第1節 基本目標**

### **第2節 目標達成に向けた方策**

### **第3節 第4期計画の実績の状況**

### **第4節 障害福祉サービス見込み量**

### **第5節 地域生活支援事業見込み量**

### **第6節 障害児通所支援等見込み量**

この章で掲載しているグラフについて、比率は全て百分率で表していますが、小数点以下第2位を四捨五入して算出したため、合計が100%にならないものがあります。

## 第1節 基本目標

### 1 基本目標と見込みの設定

本町では、施設に入所する障害者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、福祉施設利用者の一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等を進めるため、本町の実情を勘案し、平成 32（2020）年度末を目標年度とする数値目標を設定しました。

この数値目標の考え方について、国の基本指針及び平成 28（2016）年度末時点の実績を踏まえ、目標値を設定します。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

平成 32（2020）年度末までに、平成 28（2016）年度末時点の施設入所者数の 9%以上を地域生活に移行するよう目指します。

これにあわせて、平成 32（2020）年度末時点の施設入所者数を、平成 28（2016）年度末から 2%以上減少することを目標に設定します。

項目	数値	備考
入所者数	22 人	平成 28（2016）年度末入所者数
目標年度入所者数	21 人	平成 32（2020）年度末入所者数
減少見込み目標数	1 人 4.5%	平成 32（2020）年度入所者数における平成 28（2016）年度末からの減少目標値（2%以上減少を目標）
地域生活移行目標者数	2 人 9.1%	平成 32（2020）年度末までに施設入所から自宅やグループホーム等へ移行する人数の目標値（9%以上減少を目標）

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

平成 32 (2020) 年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるような体制を構築することを目指します。単独で設置が困難な場合は、井笠圏域で確保します。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者等の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受入れ、専門性、地域の体制づくり）を整備していくことについて、平成 32 (2020) 年度末までに自立支援協議会等の場で検討、設置を目指します。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行

平成 32 (2020) 年度までに福祉施設から一般就労への移行者が、平成 28 (2016) 年度実績の 1.5 倍以上となることを目標とします。

これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、平成 32 (2020) 年度末における就労移行支援事業の利用者数について、平成 28 (2016) 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指します。また、一般就労への定着も重要であることから、平成 30 (2018) 年より始まる就労定着支援事業による、支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率 80%とすることを目標に設定します。

項目	数値	備考	
年間一般就労移行者数	0 人	平成 28 (2016) 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	
一般就労移行目標者数	1 人	平成 32 (2020) 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の目標数	
就労移行支援事業の利用目標者数	平成 28 (2016) 年度末の就労移行支援事業利用者数	1 人	平成 28 (2016) 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
	平成 32 (2020) 年度末の就労移行支援事業利用者数	2 人	平成 32 (2020) 年度末において就労移行支援事業を利用する者の目標数
就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80%	平成 32 (2020) 年度末における就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率の目標値	

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等



平成 32（2020）年度末までに、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を目指します。また重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置を目指します。なお事業所については、単独で設置が困難な場合は、井笠圏域で確保することを目指します。

また、人工呼吸器の使用やたんの吸引などの医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けることができるよう、平成 30（2018）年度末までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けます。単独で設置が困難な場合は、県が関与した上、井笠圏域で設置を目指します。

## 第2節 目標達成に向けた方策

### 1 基本施策

目標を達成するための方策として、次の3点を重点的に取り組みます。

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 在宅生活支援の推進
- (3) 雇用・就労支援の推進

### 2 施策内容

#### (1) 情報提供・相談体制の充実

##### 現状と課題

- 本町では、障害者に対する行政サービスの情報提供については保健福祉課が窓口となり、民生委員・児童委員等と連携をとりながら各種サービスの案内や問い合わせ先などの相談に対応しています。
- 障害者のニーズの多様化に伴い、相談員の増員や障害の特性を理解した専門的な知識を持った人材を配置することが求められており、相談体制のさらなる充実が必要となります。
- 障害者の地域生活をより効果的に支援するために、地域自立支援協議会をはじめとする障害者支援の協議を行う場の充実や、相談支援者の養成と町民、事業所、当事者の連携、協働による重層的な相談体制を行うネットワークの強化が必要です。
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されるに伴い、本町においても、障害者虐待防止センターが保健福祉課内において設置され、障害者虐待対応についての体制ができています。
- また、地域社会の一員として社会資源を活用して暮らしていくためには、様々な情報を把握し、自由に交換できることが必要です。そのためには、障害の種類に関わらず情報や意見の交換を円滑に行える体制づくりが必要となります。
- 障害特性に対応した情報提供の充実として、点訳・音訳、要約筆記、手話通訳等の充実が必要です。
- 障害者差別解消法が施行され、障害を理由とする差別的扱いの禁止や合理的配慮が求められており、差別の解消等を推進する必要があります。

## 今後の方策

### ①相談支援の充実

- 相談支援事業者と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談対応、専門機関への紹介等、支援体制の促進を図ります。
- 専門的な支援が必要な困難事例等へ対応するため、地域自立支援協議会を核とした協議及び支援の充実に努めます。
- サービス等利用計画作成について周知を図るとともに、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談につなげるような体制を整備します。
- 障害者やその家族からの総合的な相談のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業者間の調整や支援、障害者に対する虐待の防止・対応、権利擁護などの役割を担うことを目的に、地域の中核的な総合相談支援機関として「基幹相談支援センター」の設置を検討します。
- 障害福祉サービス、障害児通所支援等を利用する障害者等を対象にサービス等利用計画書を作成します。障害者等一人ひとりに合った適切なサービス利用計画書が作成されるように、指定特定相談事業者が行う相談支援の充実に努めます。

### ②権利擁護の推進

- 障害者に対する虐待やドメスティックバイオレンスなどの暴力について、地域住民のネットワークづくりや、地域自立支援協議会等の場を活用した各関係機関・団体間の連絡調整を行うなど、虐待の防止・早期発見の体制づくりを進めるとともに、障害者の権利擁護のために必要な援助を行います。
- 障害者虐待防止法の施行に合わせて「障害者虐待防止センター」を設置し、障害者虐待の通報・届出を受け適切な対応を図るとともに、地域のネットワークづくりなど、地域住民や関係団体、障害者相談支援事業所等と連携した取組を推進します。
- 判断能力に欠ける障害者に対し、成年後見制度利用支援事業を利用して、福祉サービスの利用、契約などを速やかに実施させ、生活の維持を図ります。
- 障害者差別解消法の施行に伴い、対応要領を策定し、障害を理由とする差別の解消、合理的な配慮を行うことができるよう、制度の理解に努めます。

### ③地域自立支援協議会の推進

- 地域自立支援協議会において相談支援事業者の運営評価や困難事例への対応のあり方など、障害者の地域生活を支える体制づくりについて協議を行います。
- 協議会を通じて各相談機関の連携を図り、相談支援体制の強化を図ります。また、関係団体の連携を図ることにより、円滑な活動を促進します。

### ④情報提供の充実

- 障害への理解のため広報紙等を活用した情報提供体制の充実に努めます。
- 障害者の社会参加を促進するため、ボランティア団体等との連携により、点字、手話、要約筆記、音声テープなどの情報提供に係る事業の充実に努めます。
- また、障害者の社会参加を促進するための事業・イベント等の機会について、これらの周知を図ります。

### ⑤発達障害児についての子育て支援の強化

- 発達障害児を持つ家族の会などに、子育て支援室の職員・教育委員会・民生委員・児童委員が参加するなどして、発達障害児についての子育て支援の連携強化を図ります。
- 障害児のライフステージに沿って、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携し、早期の発見、切れ目のない支援を提供する体制の構築を図ります。

## (2) 在宅生活支援の推進

### 現状と課題

- 障害者が地域生活をするうえで、また、家族等の介護者を支援していくうえで、訪問系サービスをはじめとする各種障害福祉サービスは必要不可欠なものです。
- 障害者とその家族がより安定した日常生活を送るために、障害の重度・重複化、障害者・介護者の高齢化という状況に対応し、多様なニーズに応えられるよう、在宅支援の充実が必要です。
- 障害者の地域生活移行においては、地域住民の理解が重要であり、障害者と地域の人たちが身近なところで触れあえる場や機会を増やしていくことが必要です。
- 入所・入院者の地域生活への移行が促進される中、サービスの利用増が見込まれることから、供給不足によるサービス利用の抑制などが生じないよう、障害特性に応じた需要に対応できるサービス提供体制の確保が必要です。
- 安心して暮らしていくためには、地域において必要なときに支援を求められる人材がいる体制の確保が必要です。
- 障害者にとって住みよいまちをつくるためには、退所・退院して安心して地域で暮らし続けられる保健・医療・福祉サービスの基盤づくりが必要です。

### 今後の方策

#### ①訪問系サービスの充実

- 居宅介護事業をはじめ、訪問系サービスに係るサービスの質・量の確保に努めます。
- 事業者へ情報提供等により参入促進を図るとともに、ホームヘルパーに対して研修への参加の働きかけをするなど、専門性の確保と質の向上に努めます。

#### ②日中活動系サービスの充実

- 障害者の自立と社会参加を図るため、障害者の状況に応じた日中活動系サービスを適切に提供できるよう充実に努めます。

#### ③一時的支援の充実

- 障害のある子どもの放課後対策も含め、障害者を介護する家族の負担を軽減するため、

地域自立支援協議会とも連携しながら、短期入所事業所や日中一時支援事業所の充実を図ります。

○サービスの実施にあたっては、事業者へ情報提供等により、参入促進を図ります。

#### ④日常生活用具給付等の充実

○障害者の日常生活を容易にするため、介護訓練支援用具等の給付や貸与を行います。

○必要な人が適切に利用できるように、使用方法等の情報提供や相談の充実に努めます。

#### ⑤共同生活援助（グループホーム）の整備の支援

○自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム）の必要量の整備・確保に努めます。

#### ⑥障害児支援体制の整備

○障害児への適切な支援を実施できるよう、サービスの質・量の確保に努めます。また、児童発達支援事業所等や重症心身障害児の対応が可能な事業所へ情報提供等により、参入促進を図ります。

#### ⑦地域理解の推進

○広報紙や行事等を通じて地域の障害者に対する理解の醸成を図り、共生社会の実現に向け、一層のノーマライゼーションの推進を図ります。

#### ⑧地域生活支援拠点の整備

○障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域で安心して暮らせることができるよう、相談・体験の機会や場所・緊急時の受入・専門性・地域の体制づくりの機能を持つ拠点を地域自立支援協議会で検討、整備に努めます。

### (3) 雇用・就労支援の推進

#### 現状と課題

○本町では、障害者が個々の特性に応じた雇用の場に就けるよう、県や公共職業安定所、又は民生委員・児童委員等との連携も図りながら取り組んでいます。

○今後も様々な障害特性に応じた就労機会をつくり出すためには、企業内授産やグループ就労など、新たな雇用形態や分野への職域開拓が求められており、企業が求める人材の育成やIT等の技能習得の支援も大きな課題となっています。

○今後さらに、企業における障害への理解を深めるために、公共職業安定所などの関係機関と連携しながら企業に対して障害者の雇用を積極的に働きかけていくとともに、就労に関する相談や職業能力向上のための支援、ジョブコーチなどの周知等、就労支援を充実していくことが必要となっています。

○障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等からの物品等調達推進方針を毎年度策定し、調達の目標を定めて推進しています。

## 今後の方策

### ①企業に対する雇用の啓発

- 井笠地域自立支援協議会や公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター等との連携のもと、企業や事業主に対して、「特例子会社制度」や各種助成制度の周知及び活用の促進に努めます。
- 障がい者就業・生活支援センター等との連携を深め、企業の障害者の雇用に関する相談に対応できる体制の充実に努めます。

### ②進路指導体制の充実

- 地域自立支援協議会等の場を通して事業所、特別支援学校等との連携を深め、事業所見学や就労に関する講習会、卒業前の移行支援会議の開催などを通じて障害者の就労支援を推進します。

### ③就労相談への対応

- 障がい者就業・生活支援センター等と連携を図り、就職前から就職後のフォローまでを円滑につなげるための支援に努めます。

### ④一般就労への移行・継続支援

- 一般就労へ向けて、日常生活を送るために必要な能力の向上を図るとともに、就労希望者に対して知識や能力の向上、実習や職場探し等の促進に努めます。
- 企業への就労が困難な人を対象に、就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）、地域活動支援センターⅢ型などの利用を通じて就労の機会の提供と、一般就労に必要な知識や能力の維持・向上に向けた支援を行います。
- 事業者の就労移行支援や就労継続支援（A型）への移行を促進します。
- 障害者試行雇用事業（トライアル雇用事業）を活用し、公共職業安定所や事業所と連携して障害者を一定期間試行的に雇用する機会を提供し、本格的な雇用に向けた支援に努めます。
- 県や障がい者就業・生活支援センター、井笠地域自立支援協議会等と連携し、職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金制度の周知を図るとともに、ジョブコーチの利用を積極的に推進し、障害の特性を踏まえた専門的な援助を行い、職場への定着の支援に努めます。

### ⑤障害者優先調達等の推進

- 障害者優先調達推進法を踏まえ、官公需に係る福祉施設の受注機会の拡大に向けて、毎年度調達方針を策定し、障害者就労施設等の提供する物品や役務等のサービスの優先購入を推進していきます。

## 第3節 第4期計画の実績の状況

本町において実施する障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業）の第4期計画の見込み量及び実績値の状況は次の通りです。

### 1 障害福祉サービスの実績

第4期計画に基づき、「訪問系サービス」「日中活動系サービス」「居住系サービス」の各種障害福祉サービス提供を推進しました。その計画値及び実績値は次の通りです。

#### ■訪問系サービスの実績値

サービス種別	単位	区分	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)
居宅介護	人／月	実績値	23	24	20
		計画値	21	23	25
		達成度	109.5%	104.3%	80.0%
	時間／月	実績値	271.0	257.0	244.5
		計画値	294.0	322.0	350.0
		達成度	92.2%	79.8%	69.9%
同行援護	人／月	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成度	100.0%	100.0%	100.0%
	時間／月	実績値	3.0	3.0	3.0
		計画値	5.0	5.0	5.0
		達成度	60.0%	60.0%	60.0%

#### <評価>

居宅介護の利用はほぼ横ばいとなっており、今後は障害者の地域への移行などの取組の中で、新規利用や既利用者の高齢化により伸びていくものと予想されます。

同行援護の利用人数及び利用時間数の実績はほぼ計画どおりであり、今後も同水準での利用実績を見込んでいます。

※重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、計画値・実績値ともないために記載していません。

※平成27(2015)・28(2016)年度は3月、平成29(2017)年度は9月実績

■日中活動系サービスの実績値

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
生活介護	人／月	実績値	40	42	42
		計画値	40	42	44
		達成度	100.0%	100.0%	95.5%
	日／月	実績値	813	849	722
		計画値	800	840	880
		達成度	101.6%	101.1%	82.0%
自立訓練(機能訓練)	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成度			
	日／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成度			
自立訓練(生活訓練)	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成度	0.0%	0.0%	0.0%
	日／月	実績値	0	0	0
		計画値	30	30	30
		達成度	0.0%	0.0%	0.0%
就労移行支援	人／月	実績値	0	1	2
		計画値	3	4	5
		達成度	0.0%	25.0%	40.0%
	日／月	実績値	0	21	41
		計画値	66	88	110
		達成度	0.0%	23.9%	37.3%
就労継続支援(A型) (雇成型)	人／月	実績値	18	27	25
		計画値	21	24	27
		達成度	85.7%	112.5%	92.6%
	日／月	実績値	359	584	481
		計画値	462	528	594
		達成度	77.7%	110.6%	81.0%
就労継続支援(B型) (非雇成型)	人／月	実績値	29	31	34
		計画値	29	30	31
		達成度	100.0%	103.3%	109.7%
	日／月	実績値	572	628	651
		計画値	522	540	558
		達成度	109.6%	116.3%	116.7%

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
療養介護	人／月	実績値	3	2	2
		計画値	4	4	4
		達成度	75.0%	50.0%	50.0%
短期入所	人／月	実績値	5	6	10
		計画値	7	8	9
		達成度	71.4%	75.0%	111.1%
	日／月	実績値	18	22	83
		計画値	35	40	45
		達成度	51.4%	55.0%	184.4%

<評価>

生活介護はほぼ計画どおりとなっており、今後も同水準での利用が見込まれます。

就労系サービスの就労移行支援、就労継続支援（A・B型）については増加傾向にあり、就労が困難な障害者にとって重要な日中活動のサービスとなっています。今後も利用者の増加が見込まれますが、井笠圏域においては事業所が少ないことも課題として挙げられ、今後は障害福祉圏域単位での取組の中で、利用者が必要とするサービスを確保していく必要があります。

※平成 27(2015)・28(2016)年度は 3 月、平成 29(2017)年度は 9 月実績

■居住系サービスの実績値

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
共同生活援助	人／月	実績値	11	11	11
		計画値	14	15	16
		達成度	78.6%	73.3%	68.8%
施設入所支援	人／月	実績値	23	22	22
		計画値	21	20	19
		達成度	109.5%	110.0%	115.8%

<評価>

共同生活援助（グループホーム）はほぼ横ばいとなっており、概ね計画値どおりの利用推移となっています。今後も障害者の地域生活への移行とともに、利用が伸びていくものと予想されます。

施設入所支援については、ほぼ計画どおりの実績値となっており、今後地域への移行を進める上で、障害者が安心して暮らせるような地域づくりや障害福祉サービスの利用等が課題となってきます。

※平成 27(2015)・28(2016)年度は 3 月、平成 29(2017)年度は 9 月実績

■相談支援の実績値

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
計画相談支援	人/月	実績値	13	16	15
		計画値	19	20	21
		達成度	68.4%	80.0%	71.4%
地域移行支援	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成度	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	人/月	実績値	0	0	0
		計画値	2	2	3
		達成度	0.0%	0.0%	0.0%

<評価>

計画相談支援については、障害福祉サービスを申請する際に受けることになり、概ね計画値どおりの利用推移となっています。

一方、地域移行支援及び地域定着支援については、現在のところサービスの利用実績はない状況です。

※平成 27(2015)・28(2016)年度は 3 月、平成 29(2017)年度は 9 月実績

■障害児通所支援、障害児相談支援の実績値

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
児童発達支援	人/月	実績値	35	31	30
		計画値	40	45	50
		達成度	87.5%	68.9%	60.0%
	日/月	実績値	318	327	277
		計画値	300	338	375
		達成度	106.0%	96.7%	73.9%
放課後等デイサービス	人/月	実績値	8	11	20
		計画値	9	12	15
		達成度	88.9%	91.7%	133.3%
	日/月	実績値	47	101	177
		計画値	45	60	75
		達成度	104.4%	168.3%	236.0%
保育所等訪問支援	人/月	実績値	0	0	1
		計画値	1	1	1
		達成度	0.0%	0.0%	100.0%
	日/月	実績値	0	0	1
		計画値	2	2	2
		達成度	0.0%	0.0%	50.0%

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
医療型児童発達支援	人/月	実績値	1	1	0
		計画値	1	1	1
		達成度	100.0%	100.0%	0.0%
	日/月	実績値	4	5	0
		計画値	5	5	5
		達成度	80.0%	100.0%	0.0%
障害児相談支援	人/月	実績値	5	4	5
		計画値	17	19	21
		達成度	29.4%	21.1%	23.8%

<評価>

障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスの需要は年々高まっており、平成 26 (2014) 年度より矢掛町内にもこれらのサービスの事業所が立ち上がったことから、利用しやすい環境ができ、今後さらに利用が伸びることが予想されます。

※平成 27(2015)・28(2016)年度は 3 月、平成 29(2017)年度は 9 月実績

## 2 地域生活支援事業の実績

第 4 期計画に基づき、町の地域生活支援事業として行った各事業の実績値は次の通りです。

### ■必須事業の実績値

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
<b>相談支援事業</b>					
障害者相談支援事業	箇所数	実績値	3	3	3
		計画値	3	3	3
		達成度	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター	箇所数	実績値	未実施	未実施	未実施
		計画値	未実施	未実施	実施
		達成度			
市町村相談支援 機能強化事業	箇所数	実績値	実施	実施	実施
		計画値	実施	実施	実施
		達成度			
住宅入居等支援事業	箇所数	実績値	未実施	未実施	未実施
		計画値	未実施	未実施	未実施
		達成度			
<b>成年後見制度利用支援事業</b>					
成年後見制度利用支援事業	人/年	実績値	1	2	2
		計画値	1	1	1
		達成度	100.0%	200.0%	200.0%

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
<b>意思疎通支援事業</b>					
手話通訳者設置事業	箇所数	<b>実績値</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
		計画値	0	0	0
		達成度	0%	0%	0%
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	回／年	<b>実績値</b>	<b>38</b>	<b>85</b>	<b>15</b>
		計画値	60	65	70
		達成度	63.3%	130.8%	21.4%
<b>日常生活用具給付等事業</b>					
介護・訓練支援用具	件／年	<b>実績値</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
		計画値	1	1	1
		達成度	400.0%	0.0%	0.0%
自立生活支援用具	件／年	<b>実績値</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
		計画値	2	2	2
		達成度	50.0%	0.0%	0.0%
在宅療養等支援用具	件／年	<b>実績値</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
		計画値	2	2	2
		達成度	100.0%	50.0%	0.0%
情報・意思疎通支援用具	件／年	<b>実績値</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>1</b>
		計画値	2	2	2
		達成度	150.0%	150.0%	50.0%
排泄管理支援用具	件／年	<b>実績値</b>	<b>356</b>	<b>364</b>	<b>162</b>
		計画値	260	265	270
		達成度	136.9%	137.4%	60.0%
居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件／年	<b>実績値</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
		計画値	1	1	1
		達成度	100.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	人／年	<b>実績値</b>	<b>7</b>	<b>5</b>	<b>7</b>
		計画値	10	11	12
		達成度	70.0%	45.5%	58.3%
	時間／年	<b>実績値</b>	<b>273</b>	<b>158</b>	<b>127</b>
		計画値	390	429	468
		達成度	70.0%	36.8%	27.1%
<b>地域活動支援センター事業</b>					
地域活動支援センターⅡ型	箇所数	<b>実績値</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
		計画値	1	1	1
		達成度	100.0%	0.0%	0.0%
	人／年	<b>実績値</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
		計画値	2	2	2
		達成度	50.0%	0.0%	0.0%

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
地域活動支援センターⅢ型	箇所数	実績値	1	1	1
		計画値	1	1	1
		達成度	100.0%	100.0%	100.0%
	人／年	実績値	20	20	16
		計画値	25	25	25
		達成度	80.0%	80.0%	64.0%

<評価>

地域生活支援事業については、サービス提供事業者の協力のもと、幅広く実施しており、計画値に対し概ね計画どおりの推移となっていますが、手話通訳者・要約筆記者派遣事業は年によって利用実績に増減があります。また移動支援事業については、計画値を下回っており、利用できる事業所の確保が今後必要です。

障害者相談支援事業については、今後も相談件数の増加が見込まれることから、これに対応できる相談体制の整備が必要です。

※平成 29(2017)年度については 9 月末までの実績値

■任意事業の実績値

サービス種別	単位	区分	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
日中一時支援事業	箇所数	実績値	11	8	8
		計画値	18	19	20
		達成度	61.1%	42.1%	40.0%
	人／年	実績値	14	13	15
		計画値	14	15	16
		達成度	100.0%	86.7%	93.8%
自動車改造費助成等事業	件／年	実績値	0	1	1
		計画値	1	1	1
		達成度	0.0%	100.0%	100.0

<評価>

日中一時支援については、箇所数は計画値を下回っているものの、利用者数は概ね計画どおりの推移となっています。障害者が地域で安心して暮らしていくうえで、日中一時支援事業は介助者の休息や緊急時等の支援として大きな役割があることから、今後もサービス量の確保が必要です。

自動車改造費助成事業は、平成 28(2016)年度より交付税措置とされていますが、障害者にとって必要な事業として町事業として継続して行っています。

※平成 29(2017)年度については 9 月末までの実績値

## 第4節 障害福祉サービス見込み量

第4期計画の実績値を勘案し、第5期の本町における各年度月間あたりのサービス利用見込み量を次のように設定しました。

### 1 訪問系サービス

#### ■訪問系サービス量の見込み

単位：人／月(上段)、時間／月(下段)

区 分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
居宅介護	26 292.0	28 314.0	29 325.0
同行援護	1 5.0	1 5.0	1 5.0

※ 重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度にかけて、サービス量を見込んでいないために記載していません。

### 2 日中活動系サービス

#### ■日中活動系サービス量の見込み

単位：人／月(上段)、日／月(下段)

区 分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
生活介護	42 840	42 840	42 840
自立訓練(機能訓練)	0 0	0 0	0 0
自立訓練(生活訓練)	1 30	1 30	1 30
就労移行支援	1 21	1 21	2 42
就労継続支援(A型)(雇用型)	28 554	29 574	30 594
就労継続支援(B型)(非雇用型)	33 623	35 661	37 699
就労定着支援 【平成30年(2018)より新設】	0	1	1
療養介護	3	3	3
短期入所	10 39	10 39	10 39

※就労定着支援、療養介護は人／月のみ

### 3 居住系サービス

#### ■居住系サービス量の見込み

単位：人／月

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
自立生活援助 【平成 30(2018)年より新設】	0	1	1
共同生活援助	12	13	14
施設入所支援	22	22	21

### 4 相談支援

#### ■相談支援の見込み

単位：人／月

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
計画相談支援	17	18	19
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	2	2	2

### 5 サービスの円滑な実施に向けた方策

#### (1) 事業者の参入

訪問系・日中活動系サービスや共同生活援助（グループホーム）等の整備を図るため、NPO 等多様な主体による事業者の参入を促進するなど、地域の社会資源を最大限に活用して、障害者の生活を地域で支える体制づくりを図ります。

#### (2) サービス提供に関する人材の育成

障害福祉サービス等の利用の拡大やサービス提供者に求められる専門性を踏まえ、利用者の一人ひとりの状態やニーズに応じて、質の高いサービスを提供できるよう、サービス事業者やサービスを行う職員などサービスに携わる人材について、国・県等が行う研修会や講座への参加を呼びかけるなど、質・量の確保と養成を図ります。

特に、サービス提供に係る専門職員として、サービス管理責任者の指定障害福祉サービス事業者ごとへの配置、相談支援専門員の指定特定相談支援事業者ごとへの配置が必要であることから、研修の実施により、人材の確保・養成ができるよう、関係機関に働きかけます。

また、サービスの直接の担い手である居宅介護従事者の養成等については、重度訪問介護従業者養成研修等により、計画的な確保・養成ができるよう、関係機関に働きかけます。

## 第5節 地域生活支援事業見込み量

障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて都道府県や市町村において柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を実施しています。本町が実施する事業及び各年度の見込み量は次の通りです。

### 1 地域生活支援事業の見込み量

#### (1) 相談支援事業

■事業実施見込み箇所数

単位：箇所

区 分		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
相談支援 事業	障害者相談支援事業	3	3	3
	基幹相談支援センター	未実施	未実施	未実施
市町村相談支援機能強化事業		実施	実施	実施
住宅入居等支援事業		未実施	未実施	未実施

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

■実利用見込み者数

単位：人／年

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
成年後見制度利用支援事業	1	1	1

#### (3) 意思疎通支援事業

■派遣見込み回数

単位：回／年（手話通訳者設置事業は実設置見込み者数）

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
手話通訳者設置事業	0	0	0
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	60	60	60

#### (4) 日常生活用具給付等事業

■利用見込み件数

単位：件／年

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	2	2	2
在宅療養等支援用具	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	2	2	2
排泄管理支援用具	270	270	270
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1	1	1

## (5) 移動支援事業

### ■利用見込み

単位:人/年(上段)、時間/年(下段)

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
移動支援事業	7 245	8 280	9 315

## (6) 地域活動支援センター事業

### ■事業実施見込み箇所数、利用見込み者数

単位:箇所(上段)、人/年(下段)

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
地域活動支援センターⅡ型	1 2	1 2	1 2
地域活動支援センターⅢ型	1 25	1 25	1 25

## (7) 日中一時支援事業

### ■事業実施見込み箇所数、利用見込み者数

単位:箇所(上段)、人/年(下段)

区 分	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
日中一時支援事業	15 16	15 16	15 16

## 2 サービスの円滑な実施に向けた方策

制度の変化に伴い、サービス内容が低下しないよう、質の維持・向上に努めるとともに、周辺市町との連携のもと、必要とされるサービスを円滑に提供する体制づくりに努めます。

また、新規サービスや新規参入事業者等に対しては、円滑な移行を促進できるよう、必要な情報の周知等に努めます。

## 第6節 障害児通所支援等見込み量

第4期計画の実績値を勘案し、本町における各年度月間あたりのサービス利用見込み量を次のように設定しました。

### 1 障害児通所支援

#### ■障害児通所支援の見込み

単位：人／月(上段)、日／月(下段)

区 分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
児童発達支援	28 294	30 315	32 336
医療型児童発達支援	1 5	1 5	1 5
放課後等デイサービス	20 183	23 209	26 236
保育所等訪問支援	1 2	1 2	1 2
居宅訪問型児童発達支援 【平成30(2018)年より新設】	1 5	1 5	1 5

※障害児相談支援は人／月のみ

### 2 障害児相談支援

#### ■障害児相談支援の見込み

単位：人／月

区 分	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
障害児相談支援	6	7	8
医療的ケア児支援調整コーディネーター 一人数【平成30(2018)年より新設】	0	0	1

### 3 サービスの円滑な実施に向けた方策

#### (1) 事業者の参入

児童発達支援、放課後等デイサービス等の整備を図るため、NPO 等多様な主体による事業者の参入を促進するなど、地域の社会資源を最大限に活用して、障害児の生活を地域で支える体制づくりを図ります。

#### (2) サービス提供に関する人材の育成

児童発達支援等の利用の拡大やサービス提供者に求められる専門性を踏まえ、利用者の一人ひとりの状態やニーズに応じて、質の高いサービスを提供できるよう、サービス事業者やサービスを行う職員などサービスに携わる人材について、国・県等が行う研修会や講座への参加を呼びかけるなど、質・量の確保と養成を図ります。

## **第3章 計画の推進**

### **第1節 計画の推進体制**

### **第2節 地域自立支援協議会のネットワーク強化**

### **第3節 計画の見直し**

## 第1節 計画の推進体制

計画推進にあたっては、国・県等と情報提供や人材育成などの連携を強めることにより、障害福祉サービス、地域生活支援事業などの持続的なサービス提供体制の充実を進めていきます。

また、福祉に係る関連部局をはじめ、社会福祉協議会、福祉施設、学校、民間企業、地域等との連携を深め、総合的・横断的に施策を展開していきます。

行政内においても、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがる関係部課が互いに連携し合って計画を推進していきます。

## 第2節 地域自立支援協議会のネットワーク強化

井笠地域において設置している地域自立支援協議会は、障害のある人が地域で生活していくうえで関係する様々な関係機関・団体で構成されており、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害者のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っています。

今後も障害のある人や家族、事業者など、住民参画を主体とした協議会の運営を推進します。

## 第3節 計画の見直し

本計画に掲げる施策及び事業を着実に推進し、障害者福祉の向上を図るため、PDCA サイクルに基づき、計画の進行管理を行い、地域自立支援協議会等において、各年度におけるサービスの見込み量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価、見直しをします。

## **第4章 資料編**

**矢掛町介護保険事業計画等策定委員会諮問**

**矢掛町介護保険事業計画等策定委員会答申**

**計画の策定経過**

**矢掛町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱**

**矢掛町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿**

**基礎用語**

## 矢掛町介護保険事業計画等策定委員会諮問

矢保福第1069号  
平成29年8月3日

矢掛町介護保険事業計画等策定委員会  
委員長 廣井 紘一 殿

矢掛町長 山 野 通 彦

矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、矢掛町障害者  
計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定に  
ついて（諮問）

老人福祉法第20条の8第1項の規定、介護保険法第117条第1項の規定、障害者基本法第11条第3項の規定、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項の規定及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により、矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、矢掛町障害者計画、矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画を定めたいので、当該計画の策定について諮問します。

# 矢掛町介護保険事業計画等策定委員会答申

平成30年2月6日

矢掛町長 山野通彦 殿

矢掛町介護保険事業計画等策定委員会  
委員長 廣井 紘一

矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画，矢掛町障害者計画  
及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定について（答申）

平成29年8月3日に諮問を受けた矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定について、本委員会においては、貴職から示された3計画書素案を基に、高齢者や障害者の方々を対象としたアンケート調査結果や関係資料等を参考とし、かつ、各計画書素案と第6次矢掛町振興計画の整合性を図りながら、次の委員によって計4回の会議を通して慎重に審議した結果、別紙のとおり答申する。

## 記

委員長	廣井 紘一	委員	岡田 哲郎
副委員長	小倉由紀夫	委員	平井 育子
委員	江尻 健二	委員	岡本 達也
委員	渡邊 寛道	委員	木口 東
委員	出原 武重	委員	武井 道忠
委員	日置 彰雄		

## 答 申

介護保険事業については、高齢化の進展により、超高齢化社会が現実のものとなっている今、矢掛町においても高齢化率の上昇が予想され、高齢者に占める後期高齢者の割合の上昇、ひとり暮らし高齢者の増加も見込まれており、介護サービスに対する需要も増加していくことが予測される。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、団塊の世代の全てが後期高齢者（75歳以上）となる平成37年度までに、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を確立することが喫緊の課題である。

本計画から記載された自立支援・重度化防止に向けた施策の目標に向かって、高齢者福祉の向上を目指した施策展開を着実に進めていくことを期待する。

介護保険料の設定については、給付と負担のバランスに考慮するとともに、制度の安定性と持続可能性の観点から月額6,000円が適切であると判断した。

また、障害福祉事業については、障害者の重度化や高齢化、発達障害児が増加する中、個々の障害特性や生活環境に応じ暮らせる社会、障害児・者が地域で分け隔てなく、共生できる施策の充実が求められている。

平成28年4月から障害者差別解消法の施行、また障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により平成30年4月からは、障害者が望む地域生活への支援、障害児支援のニーズの多様化に対しきめ細かく対応するための支援の拡充が図られる。

諸々の制度改革等が行われているが、障害児・者が安心して日常生活、社会生活を営むことができ、自立した生活を送ることができるよう更なるサービスの充実や施設等の確保を進めていく必要がある。

本計画で記載された目標に向かって、障害者福祉の向上を目指した施策展開を着実に進め、共生社会の実現を期待する。

## 計画の策定経過

第7期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、  
第4期矢掛町障害者計画及び第5期矢掛町障害福祉計画・  
第1期矢掛町障害児福祉計画の策定経過

実施年月日	実施内容
平成29年1月13日から 平成29年1月27日まで	矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズのアンケート調査及び在宅介護実態調査を実施する。(郵送配布 郵送回収)
平成29年7月19日から 平成29年8月18日まで	矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画策定に係る福祉に関するアンケート調査を実施する。(郵送配布 郵送回収)
平成29年8月3日	<p><b>第1回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催</b></p> <p>委員長、副委員長を選出し、委員会開催スケジュールを決定する。計画の策定について町長から諮問を受ける。 (介護保険関係)</p> <p>計画の概要、矢掛町の現況及び現行計画の状況、日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果について審議する。 (障害福祉関係)</p> <p>計画の概要、矢掛町の現況及び現行計画の状況について審議する。</p>
平成29年9月28日	<p><b>第2回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催</b></p> <p>(介護保険関係)</p> <p>計画におけるサービス見込量及び保険料について審議する。 (障害福祉関係)</p> <p>基本理念、福祉に関するアンケート調査結果及び計画におけるサービス見込量について審議する。</p>
平成29年10月3日	矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画策定のための「意見を聴く会」を開催する。
平成29年11月30日	<p><b>第3回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催</b></p> <p>矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)、矢掛町障害者計画(素案)及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画(素案)について審議する。 (障害福祉関係)</p> <p>意見を聴く会の結果について審議する。</p>

平成29年12月22日から 平成30年1月15日まで	矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）、矢掛町障害者計画（素案）及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画（素案）のパブリックコメントを実施する。
平成30年2月1日	<b>第4回矢掛町介護保険事業計画等策定委員会開催</b> 矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）、矢掛町障害者計画（案）及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画（案）について審議する。
平成30年2月6日	町長に答申する。

# 矢掛町介護保険事業計画等策定委員会設置要綱

(平成10年10月27日告示第66号)

改正 平成17年4月18日告示第47号 平成20年5月19日告示第43号  
平成23年8月1日告示第60号 平成25年3月25日告示第36号  
平成29年6月13日告示第81号

## (目的及び設置)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく「矢掛町介護保険事業計画」、これに関連する老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく「矢掛町高齢者保健福祉計画」、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「矢掛町障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「矢掛町障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（以下「矢掛町障害児福祉計画」という。）の策定のため、矢掛町介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(平17告示47・平20告示43・平29告示81・一部改正)

## (所管)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 矢掛町介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 矢掛町高齢者保健福祉計画策定に関すること。
- (3) 矢掛町障害者計画策定に関すること。
- (4) 矢掛町障害福祉計画策定に関すること。
- (5) 矢掛町障害児福祉計画策定に関すること。

(平17告示47・平20告示43・平29告示81・一部改正)

## (組織等)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 矢掛町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 障害及び福祉関係者
- (5) 被保険者代表
- (6) 費用負担関係者

2 前項各号の委員の任期は、当該計画に係る審議が終了するまでとする。ただし、役職による委員にあっては、その役職の任期とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平20告示43・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、専門的事項の調査、研究及び審議を行う。

(平20告示43・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

5 部会は、委員長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 委員会又は部会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。

(補助機関)

第7条 委員会にプランナーグループを置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年矢掛町条例第17号）に定める専門委員の例により支給する。

(庶務)

第9条 委員会又は部会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(平20告示43・一部改正)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成10年10月1日から適用する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初にかかれる委員会は町長が招集する。
- 3 矢掛町老人保健福祉計画策定委員会設置要綱(平成5年3月8日矢掛町告示第11号)は、廃止する。

附 則(平成17年4月18日告示第47号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成20年5月19日告示第43号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年8月1日告示第60号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月25日告示第36号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月13日告示第81号)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 矢掛町介護保険事業計画等策定委員会委員名簿

区 分	委員名	所属団体等名称
矢掛町議会議員	江尻 健二	議会議長
学識経験を有する者	◎廣井 紘一	
保健及び医療関係者	○小倉由紀夫	笠岡医師会副会長
	渡邊 寛道	矢掛荘施設長
障害及び福祉関係者	出原 武重	民生委員児童委員協議会長
	日置 彰雄	老人クラブ連合会長
	岡田 哲郎	身体障害者福祉協会会長
	平井 育子	やかげ点訳サークル代表
	岡本 達也	あすなろ園施設長
被保険者代表	木口 東	自治協議会連絡会長
費用負担関係者	武井 道忠	副町長

◎：委員長 ○：副委員長 【任期：平成29年8月3日～審議が終了するまで】

## 基礎用語

### 【イ】

#### 意思疎通支援事業

地域生活支援事業。手話通訳者や、要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置、点訳、音声訳等による支援事業などにより、意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を仲介するもの。

聴覚その他の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して、手話通訳又は要約筆記により意思疎通を仲介する者の派遣等を行うことにより、聴覚障害者等の福祉の向上を図る。

#### 一般就労移行者

目標設定における一般就労移行者とは、雇用契約に基づいて、企業等に就職すること及び在宅就労すること並びに自ら起業した者のこと。

#### 移動支援事業

地域生活支援事業。屋外での移動が困難な障害者（児）が余暇活動等の外出のために付添いを必要とする場合に、ヘルパーを派遣しその支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加の促進を図るもの。

#### 医療型児童発達支援

障害児通所給付に基づくサービス。上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童を対象に、児童発達支援と併せて理学療法等の機能訓練などの治療を行う。

#### インフォーマルサービス

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービスのことを指す。近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれにあたる。

### 【カ】

#### 完全参加と平等

国際障害者年（昭和 56（1981）年）の目標テーマ。障害者の、それぞれの住んでいる社会における社会生活と社会の発展への完全参加及び経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。

### 【キ】

#### 基幹相談支援センター

相談支援体制の強化を目的とした施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

## 共生社会

人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会のこと。

## 共同生活援助（グループホーム）

訓練等給付に基づくサービス。就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている知的障害者・精神障害者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話をを行う。

## 居宅介護

介護給付に基づくサービス。障害者が自宅においても自立した生活が行えるよう、入浴、排せつ、食事など生活全般の介護を行う。

## 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。

## 【ケ】

### ケアマネジメント

生活困難な状態になり、援助を必要とする利用者が迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。介護を要する人のニーズに合わせて、多方面のサービスを組み合わせること等により、本人の望む生活の実現をめざす。

### 計画相談支援

障害福祉サービス等の申請に必要な利用計画の作成にあたり、利用者等と面接を行い、障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、相談や継続的な支援を行う。

### 権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

## 【コ】

### 行動援護

介護給付に基づくサービス。自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

### 合理的配慮

障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことをいう。

## コーディネーター

仕事の流れを円滑にするための調整をする人。地域援助活動においては、地域内の事業所、機関、団体間を統合的に調整する人。

## 【シ】

### 施設入所支援

介護給付に基づくサービス。入所施設において利用者が自立した日常生活が営めるよう、夜間における居住の場等を提供するもの。平日の日中は、日中活動の事業を利用する。

### 児童発達支援

障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学前の児童を対象に、事業所等に通り、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

### 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

### 重度障害者等包括支援

介護給付に基づくサービス。介護の必要性がとて高い人に、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる体制の事業者が、「サービス利用計画」にもとづいて居宅介護等複数のサービスを緊急のニーズに応じて臨機応変に提供するもの。

### 重度訪問介護

介護給付に基づくサービス。重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する身体障害者を対象として、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供する。

### 就労移行支援

訓練等給付に基づくサービス。一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

### 就労継続支援（A型）

訓練等給付に基づくサービス。利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。

### 就労継続支援（B型）

訓練等給付に基づくサービス。一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供し、OJT（職場内訓練）、雇用への移行支援等のサービスを行うもの。年齢が高く一般雇用が困難な障害者も対象としている。

## 就労定着支援

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの。

## 障害児相談支援

障害児通所サービス等の申請に必要な利用計画の作成にあたり、児童本人や保護者等と面接を行い、児童の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、相談や継続的な支援を行う。

## 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防並びに早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務及び障害者の養護者に対する支援のための措置等について規定した法律。

## 障がい者就業・生活支援センター

障害者の就業面と生活面における一体的な支援を行う施設で、雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、障害のある人から何らかの配慮を求める意思表示があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行う等について規定した法律。

## 職場適応援助者（ジョブコーチ）

就労を希望する障害者に対して、一緒に職場へ行き、ともに作業をしたり休憩時間を過ごしたりしながら、障害者が働きやすいように援助を行うことや、事業主や他の従業員に対して、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案するなどして、障害者の職場定着を図ることを業務とする人。

## 職場内訓練（OJT：On the Job Training）

職場の上司や先輩が部下や後輩に対し、実際の日常業務を通じて指示・指導を行い、業務を進める上で必要な技術や能力・知識・態度などを意図的・計画的・継続的に修得させることによって、全体的な業務処理能力や力量を育成するすべての活動を指す。

## 自立訓練（機能訓練）

訓練等給付に基づくサービス。自立した日常生活ができるよう、一定期間のプログラムに基づき身体機能の向上に必要な訓練等を行うもの。

## 自立訓練（生活訓練）

訓練等給付に基づくサービス。障害の状況から自立生活が困難な人に一定期間のプログラムに基づき、地域での生活を営むうえでの必要な訓練等を行うもの。

## 自立生活援助

施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うもの。

## 身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の機能障害、⑥ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害がある 18 歳以上の者であって、都道府県知事等から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障害の程度により 1 級から 6 級に認定される。

## 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満は、その保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障害の程度により 1 級から 6 級がある。

## 【セ】

## 生活介護

介護給付に基づくサービス。常に介護を必要とする人に対して、日中に施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。

## 精神障害者

統合失調症、そううつ病（気分障害）、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病その他の精神疾患のある人。

## 精神障害者保健福祉手帳

平成 7（1995）年 10 月、精神障害者で長期にわたって日常生活又は社会生活への制約がある人を対象に創設された。手帳の交付を受けた人には、関係行政機関などの協力により、各種のサービスが提供されるなど、精神障害者の社会復帰、社会参加を図ることを目的としている。

## 成年後見制度

知的障害者や精神障害者、又は認知症高齢者などの判断能力の十分でない人について、成年後見人等が契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度で、従来の禁治産、準禁治産の制度に代わるもの。

## 【ソ】

## 相談支援事業

障害者又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業。

## 【夕】

### 短期入所

介護給付に基づくサービス。介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。

## 【チ】

### 地域移行支援

障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設などを退所する人に対し、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行、関係機関との調整などの支援を行う。

### 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流の促進を行う場。利用人員や活動内容により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種類の形態がある。

### 地域自立支援協議会

市町村を設置主体とし、その地域の行政、福祉、医療、保健、教育、雇用等の公的機関及び事業所や当事者団体等の様々な機関により構成される。相談支援事業等からその地域での課題を把握し、関係団体間で連携を取りながらその解決を図っていく場である。矢掛町では井笠圏域の3市2町共同で「井笠地域自立支援協議会」を設置している。

### 地域生活移行者

目標設定における地域生活移行者とは、福祉施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム・福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者のことで、家庭復帰した者を含む。

### 地域生活支援拠点

障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域で安心して暮らせることができるよう、相談・体験の機会や場所・緊急時の受入、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ拠点。

### 地域生活支援事業

障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業。

### 地域定着支援

自宅で単身生活をしている障害者や家族が疾病等のため緊急時の支援が見込まれない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う。

### 知的障害者

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人。

## 【ト】

### 同行援護

介護給付に基づくサービス。視覚障害のため移動に著しい困難を有する方に、外出時の付添い、移動のための情報提供、食事の介助などを行う。

### 特例子会社制度

企業の障害者雇用を推進することを目的とした制度。障害者雇用率による義務は、原則として個々の事業主ごとに課せられているが、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社が一定の要件を満たしていると認められた場合、子会社に雇用されている障害者を親会社に雇用されているものとして雇用率を計算することができる制度。

### ドメスティックバイオレンス

同居関係にある配偶者や内縁関係にある家族から受ける、身体的・精神的・性的・経済的な暴力などを指す。

### トライアル雇用事業

「トライアル雇用事業」として、平成 15 年より厚生労働省によって開始された事業。ハローワークが紹介する障害者や中高年齢者等の就職希望者を、企業が短期間（原則として 3 か月間）試行的に雇用。その間に企業と就職希望者が理解を深め、その後の本採用へと移行するなど、雇用機会の拡充を図るもの。

## 【ニ】

### 日常生活用具給付等事業

地域生活支援事業。重度の身体障害者及び知的障害者等に対して、日常生活における便宜を図るための用具を給付するため、当該用具の購入に要する費用について支給する。

### 日中一時支援事業

地域生活支援事業。日中における活動の場を確保することで、障害者の家族の就労支援や日常的に介護している家族に対し、一時的な休息を提供する。

## 【ノ】

### ノーマライゼーション

障害者が、障害を持たない人々と等しい生活、権利などが保障されるよう、環境整備を目指すという理念のこと。

### NPO【Non Profit Organization】

医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力などあらゆる分野の活動を行っている民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないもの。

## 【ホ】

### 保育所等訪問支援

障害児通所給付に基づくサービス。児童が通う保育所や小学校等に専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う。

### 放課後等デイサービス

障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学中の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、事業所等に通り、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流体験などを行う。

## 【ウ】

### ライフステージ（発達段階）【Life Stage】

発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れる。この区切りを発達段階と呼び、一般に胎児期（受精～誕生）、乳児期（誕生～2歳）、幼児期（2歳～6歳）、児童期（6歳～12歳）、青年期（12歳～22歳）、成人期（22歳～65歳）、老年期（65歳以上）のように区分している。障害者の場合には特に、このような各発達段階に応じた様々なサービスが必要となる。

## 【リ】

### 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された人に対して交付される手帳。岡山県では障害の程度表示は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。

### 療養介護

介護給付に基づくサービス。医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話を行う。

第5期 矢掛町障害福祉計画

第1期 矢掛町障害児福祉計画

- 発行日 平成30（2018）年3月
- 発行 矢掛町役場 保健福祉課  
〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地  
TEL (0866)82-1013